変更の内容 変更認可の年月日 設立認可の年月日

資金計画 事業施行期間 変更前 変更後

平成四年九月八日から平成

一十七年三月三十一日まで

干

日まで

(まちづくり推進課

福 島

県企業局

平成四年九月八日から平成二十六年三月三

平成二十六年二月七日 平成四年九月八日

五四三二一

事務所の所在地

会津若松市橋本二丁目

会津若松市五月町土地区画整理組合

福島県知事

佐

藤

雄 平

一番三十四号

地区画整理組合の名称

福

平成二十六年二月十八日

地

【区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

一十九年法律第百十九号)

第三十九条第一

項の規定により、

土

福島県告示第八十

·地区画整理法(昭和10県告示第八十三号

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、 休日の翌日

目

次

告 示

○土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した件 福島県企業局

報

○福島県企業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程を廃止する 規程

亦

公

즈 ○

福島県企業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程を廃止する規程をここに公布 する

平成 26年 2 月 18日

平 福島県知事 藤 雄 佐

福島県企業局管理規程第1号

福島県企業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程を廃止する規程

福島県企業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程(平成24年福島県企業局管理 規程第2号)は、廃止する。

附

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経営企画課)

リサイクル適性®

再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,390円】

発行者 島 印刷所 株式会社 第 印 刷